

●香川県告示第5号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年1月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都中央区日本橋大伝馬町10番6号 フォーリッチビル5階

株式会社日本海水 代表取締役 植岡 佳樹

(2)事業場の所在地及び名称

坂出市大屋富町1793-3

株式会社日本海水 讃岐工場

(3)特定施設に関する事項

ア 設置しようとする特定施設

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	
能	力	①ろ過器 処理水量150 m <sup>3</sup> /h 1基 ②ろ過器 処理水量150 m <sup>3</sup> /h 1基 ③遠心式ろ過機 処理量15 t/h 1基 ④遠心式ろ過機 処理量15 t/h 1基 ⑤遠心式ろ過機 処理量15 t/h 4基 ⑥遠心式ろ過機 処理量15 t/h 1基 ⑦遠心式ろ過機 処理量15 t/h 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	①23.3時間使用（逆洗時以外は連続使用） ②22.7時間使用（逆洗時以外は連続使用） ③7時間使用（間欠運転）、④18時間使用（間欠運転） ⑤10時間使用（間欠運転）、⑥6時間使用（間欠運転） ⑦15時間使用（間欠運転）		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	①②7～8 ③④⑤⑥⑦5～9	5～9
	化学的酸素要求量 (mg/l)	10	①②15、③④⑤⑥⑦10
	浮遊物質 (mg/l)	100	①②200、③④⑤⑥⑦100
	窒素含有量 (mg/l)	①②10、③④⑤⑥⑦30	①②20、③④⑤⑥⑦30
りん含有量 (mg/l)	①②1、③④⑤⑥⑦0.6	①②2、③④⑤⑥⑦0.6	

排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日) (1基あたり)	①62、②122 ③④⑤⑥⑦⑧	①74、②146 ③④⑤⑥⑦⑧0.1
---	--------------------	-----------------------

種	類	特定事業場から排出される水の処理施設	
能	力	合併処理浄化槽 20 m <sup>3</sup> /日 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着工後30日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	化学的酸素要求量 (mg/l)	30	40
	浮遊物質量 (mg/l)	50	60
	窒素含有量 (mg/l)	30	40
	りん含有量 (mg/l)	3	4
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	1,000	3,000
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		8	20

イ 変更しようとする特定施設

既設の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 (11基) について、原材料の使用量を変更する。なお、汚水等の量及び汚染状態等に変更はない。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	自動重力式沈殿槽			
能	力	4,000 m <sup>3</sup> 2基			
汚水等の処理方式		自動重力式沈降方式			
工 期 等	工事着手予定年月日	既設			
	工事完成予定年月日	既設			
	使用開始予定年月日	許可後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用			
処理前 及び処 理後の 汚水等 の汚染 状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7~8	5~9	7~8	5~9
	化学的酸素要求量 (mg/l)	10	15	10	15
	浮遊物質量 (mg/l)	100	200	50	80
	窒素含有量 (mg/l)	10	20	10	20
	りん含有量 (mg/l)	1	2	1	2
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		(変更前)2,620	(変更前)3,955	(変更前)2,620	(変更前)3,955

	(変更後)2,464	(変更後)3,695	(変更後)2,464	(変更後)3,695
--	------------	------------	------------	------------

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排出水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
		水素イオン濃度	7～8
	化学的酸素要求量 (mg/l)	2	20
	浮遊物質 量 (mg/l)	5	30
	窒素含有量 (mg/l)	1	2
	りん含有量 (mg/l)	0.1	0.2
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	1,000	3,000
排出水の量	(m <sup>3</sup> /日)	(変更前)109,570 (変更後)108,850	(変更前)113,000 (変更後)111,768

他に排水口が4箇所（雨水専用）ある。

(備考) 今回、製造設備の一部既存施設が特定施設に該当することが判明したこと及び新たに設置する合併処理浄化槽で他の特定事業場の生活排水も処理することとなることにより特定施設に該当するため、設置許可申請をするものである。第1排水口において、合併処理浄化槽の設置による排出水の量は増加するが、製造工程の見直しにより工程排水が減ることから、排出水の量は減少する。なお、排出水の汚染状態に変更はなく、汚濁負荷量は減少する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年1月8日から同月29日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
坂出市環境経済部環境交通課